

音更町診療所開設等奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内において、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項の診療所をいう。以下同じ。）を開設して運営しようとする者又は従来の診療所の運営を引き受け、引き続き診療所を運営しようとする者に奨励金を交付することにより、一次医療提供体制の確保を図り、もって町民の保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(奨励金の交付の対象)

第2条 奨励金の交付は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に、診療所（歯科を除く。以下同じ。）を開設して運営しようとする者
- (2) 町内において開設後20年を経過している建物に係る診療所について、代替わり等により、土地、建物等を引き受け、引き続き診療所を運営しようとする者
- (3) その他町長が対象と認める者

2 新設又は改築にあつては、土地の取得を除いた診療所への投資額が3,000万円を超え、改修にあつては、2,000万円を超えるものとする。

(交付の申請等)

第3条 前条の規定による交付を受けようとする者は、年度における固定資産税の最終納期限までに、音更町診療所開設等奨励金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添付して申請するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 診療所開設許可証の写し
- (3) 常勤する医師の医師免許証の写し
- (4) 土地及び建物の取得に係る契約書の写し
- (5) 土地及び建物の配置図及び平面図
- (6) 建物の新築、改築等に係る契約書の写し
- (7) 医療法人にあつては、法人の定款及び登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の決定)

第4条 奨励金の額は、第2条の規定により奨励金の交付の対象となる診療所に係る固定資産税相当額とし、音更町診療所開設等奨励金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

(奨励金の交付の期間)

第5条 奨励金の交付の期間は、当該固定資産税が課税されることとなる年度から起算して3年度とする。

(奨励金の交付の取消し等)

第6条 町長は、奨励金の交付を受けた者が奨励金の交付を受けた日から3年以内に次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金を減額し、又はその交付を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 立地した診療所において事業を廃止したとき又は連続して6月以上休止したとき。
- (3) 施設を診療所以外の用途に供したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、前条の規定により奨励金を減額し、又はその交付を取り消したときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告又は調査)

第8条 町長、奨励金の交付の決定を受けた者に対し、運営状況等について報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

音更町診療所開設等奨励金交付申請書

年 月 日

音更町長 あて

申請者 住 所
事業所名
代表者職氏名
(署名又は記名・押印)

診療所開設等奨励金の交付を受けたいので、音更町診療所開設等奨励金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、奨励金の交付に関し、必要がある場合は、町税の課税状況及び納税状況について、公簿等を閲覧し、又は調査することに同意します。

記

1 診療所開設の形態 新築 改築 改修

2 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 診療所開設許可証の写し
- (3) 常勤する医師の医師免許証の写し
- (4) 土地及び建物の取得に係る契約書の写し
- (5) 土地及び建物の配置図及び平面図
- (6) 建物の新築、改築等に係る契約書の写し
- (7) 医療法人にあっては、法人の定款及び登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 口座振込先金融機関名称等

- (1) 金融機関名称
- (2) 口座番号 普通 当座
- (3) 口座名義

別記第2号様式（第4条関係）

音更町指令第 号

申請者 住 所
事業所名
代表者職氏名

音更町診療所開設等奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度音更町診療所開設等奨励金について、
下記のとおり交付することに決定したので、音更町診療所開設等奨励金交付要綱第4条の規
定による通知します。

年 月 日

音更町長 印

記

- 1 補助金等の交付決定額は、金 円です。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、音更町長に届け出なければなりません。
(1) 当該事業の休止、又は廃止した場合
(2) 相続、合併、分割又は事業の譲渡により、交付対象者に変更が生じた場合
- 3 音更町診療所開設等奨励金交付要綱の規定を遵守しなければなりません。

(担当部署名)